

板橋区保育の利用事務運営要領

第1 趣旨

この要領は、板橋区保育の利用要綱（昭和56年12月25日区長決裁。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項及び様式を定めるものとする。

第2 保育の利用基準

東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号。以下「規則」という。）別表第1に規定する保育の利用基準（以下「利用基準」という。）の解釈及び運用は、次のとおりとする。

1 就労

日中居宅内外で月48時間以上の労働に従事することを常態としている場合。

(1) 就労（保育の利用期間 最長小学校就学まで。）

細目が2つ以上該当するものがある場合、関連性のあるものに限っては、合算をして指数算定をする。

(2) 求職内定（保育の利用期間 最長1か月）

就労先がきまっている場合。就労証明書等により内定している就労日数及び就労時間により指数算定をする。

(3) 求職（保育の利用期間 最長3か月。）

現に求職のため外出の状況にある場合。

2 出産、傷病、心身障がい

(1) 出産（保育の利用期間 出産予定月を中心に前後2か月 計5か月。）

出産前後を通じて分娩、休養のため保育に当たることができない場合。

(2) 傷病

ア 入院（保育の利用期間 最長小学校就学まで。）

おおむね1か月以上にわたり入院しているか、又は入院を要するとの診断を受けた場合。

イ その他（保育の利用期間 最長小学校就学まで。）

おおむね1か月以上前から引き続き病床についている場合又は常時病床についている状態ではないが、保育に当たることができない場合（医師の診断書がある場合に限る。）

(3) 心身障がい（保育の利用期間 最長小学校就学まで。）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第4条に定める愛の手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいずれかに該当する場合。

3 看護、介護（保育の利用期間 最長小学校就学まで）

児童の家族等の疾病により、医師が必要と認め、保護者が看護に従事する場合又は心身障がい者（児）を介護する場合。

(1) 病院、施設等看護

ア 病院、施設等において、日中看護に従事していることが常態である場合。

イ 心身障がい者（児）の通学又は訓練施設等に通所のため常時付き添う場合で、日中他の児童の保育ができない場合。

ウ 通院、通所等のため常時付き添う場合。

(2) 自宅介護

ア 自宅において、重度心身障がい者（児）又は寝たきり状態にある者の看護、介護に専念する場合。

イ その他看護、介護に当たる場合。

4 両親不存在（保育の利用期間 最長小学校就学まで。）

5 災害（保育の利用期間 最長小学校就学まで。）

火災等の災害復旧のため、保育に当たることができない場合。

6 特例（保育の利用期間 最長小学校就学まで。）

(1) 就学、技能修得等

指数算定における基準は就労に準ずるものとする。

ア 就学（学校教育法第1条に規定する学校に在籍し、通学していることをいう。）のため保育に当たることができない場合。

イ 技能を修得することを目的とする専門学校、各種学校、それらに準ずる教育施設または職業別訓練施設その他職業別訓練施設に通学又は通所するため、保育に当たることができない場合。ただし、それらに準ずる教育施設及びその他職業別訓練施設については、月に48時間以上の就学を常態とする場合に限る。

(2) 区長が明らかに保育に当たることができないと認める場合

7 育児休業者の取扱い

(1) 育児休業対象児童の入所の取扱い

育児休業者で、保育所等に入所できるのは、入所月の翌月1日までに育児休業を取得した職場に復帰する場合である。入所月の翌月1日までに復帰できない場合は、入所月の末日で退園するものとする。

また、指数については育児休業の復帰時として取扱うものとする。

(2) 育児休業対象児童以外の児童の継続入所の取扱い

ア 育児休業対象児童以外の児童の継続入所については、平成14年2月22日 雇児保発第222001号（児童家庭局保育課長通知）により、継続入所を認めることとする。

イ 育児休業対象児童以外の児童が板橋区内認可保育所に在籍しているときのアの継続入所の期間は、区の保育の実情を踏まえ、育児休業対象児童が満1歳になった年度の年度末翌月までとする。この規定は継続入所児童がその年度末現在3歳児（東京都板橋区保育費用徴収条例平成9年板橋区条例第114号 別表第1に定める3歳児）以下の場合に適用する。

ただし、当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合はこの限りではない。ウ イで定めた期間中に、育児休業を取得した職場に復帰しない場合はイで定めた期間末日で退園するものとする。

ただし、育児休業からの復職を前提とし、育児休業対象児童の保育施設利用申込みをしたが、入所できず、やむを得ず育児休業を延長する場合、この限りではない。

(3) 育児休業対象児童以外の児童の転園の取扱い

転園先の保育所等については板橋区内認可保育所等とする。また、この項目の適用は板橋区民のみとする。

ア 育児休業対象児童以外の児童の指数については、育児休業対象児童以外の児童の指数については、「利用基準」の細目「区長があきらかに保育に当たることができないと認める場合」を適用し、保護者の指数をそれぞれ10とする。

ただし、この指数適用は、育児休業終了月の前月まで（終了日が月末の場合は、その月までとする。）とし、調整指数は加算しないものとする。

イ 転園後の入所期間は(2)イに定めるとおりとする。

(4) 育児休業対象児童以外の児童の卒園時の取扱い

当該児童が地域型保育施設及び2歳で卒園となる認可保育園の卒園児のとき、引き続き保育を利用することができるよう、選考及び利用に関しては、以下の項目のとおりとする。

ただし、卒園時の4月入所における選考のみ適用する。

ア 指数については、育児休業の復職時として扱うものとする。

イ 転園後の入所期間は(2)イに定めるとおりとする。

9 求職内定者の取扱い

求職内定者で、保育所等に入所できるのは、その入所月中までに勤務する場合である。入所月中までに勤務できない場合は、入所月の末日で退園するものとする。

10 保護者が直ちに入所を希望しない場合の取扱い

やむを得ない理由等により、直ちに入所を希望しないことが書面で確認できる場合は「利用基準」

の細目「区長があきらかに保育に当たることができないと認める場合」を適用し、保護者の指数をそれぞれ10とする。また、調整指数は加算しないものとする。

第3 調整指数

規則別表第1の2に規定する保育の調整基準の解釈及び運用は、次のとおりとする。

1 保護者個人にかかわる調整指数

- (1) 保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2、3度・精神障害者保健福祉手帳1、2、3級の1つに該当
- (2) 保護者が、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度に該当
- (3) 保護者が、常時臥床、精神性、感染性の疾病、または、概ね1か月以上入院している、もしくは入院予定の場合
 - ア 診断書等、客観的な証明が必要
- (4) 保護者のいずれかが育児休業中
 - ア 当該育児休業の対象である児童に係る入所に限る。
 - イ 1つの世帯において、育児休業を取得している保護者が2名以上いる場合の当該入所児童に係る調整指数は、1とする。
- (5) いずれかの保護者が保育士、保育教諭、幼稚園教諭、または看護師として板橋区内の認可保育園、認証保育所、認定こども園、小規模認可保育園、幼稚園（長時間預かり保育実施園に限る。）、事業所内保育事業、家庭的保育事業、定期利用保育事業、企業主導型保育事業を実施している保育施設等での勤務が内定、または勤務しており、育児休業復職予定
- (6) 入所月の初日までに転入予定無しで勤務地有り
勤務地が板橋区であること。
- (7) 入所申込締切日現在、勤務実績が1か月未満
- (8) 入所月の初日までに転入予定無しで勤務地無し

2 保護者世帯にかかわる調整指数

- (1) ひとり親世帯又は両親不存在の世帯
 - ア 戸籍謄本等で、確実にひとり親又は両親不存在であることが確認できる場合、適用とする。
 - イ ひとり親で離婚していても、選考会議時に前配偶者が同居である場合は適用しない。
 - ウ 福祉事務所等であきらかにひとり親であることが確認できる場合も適用する。
 - エ 配偶者が行方不明のときは、その配偶者の住民票がない時に適用する。（職権消除）
 - オ 配偶者と別居中かつ離婚協議中である場合も適用とする。
 - カ 単身赴任世帯には適用しない。
- (2) 生活保護世帯（証明が必要）
- (3) 認可外保育施設、ベビーシッター（親族以外の個人を含む）、事業所内保育事業を行う事業所（従業員枠）定期利用保育、空き保育室活用型定期利用保育に1か月に12日以上かつ1日4時間以上有償で預けていることを常態とする児童の入所を希望する場合（ただし、入所申込締切日現在で1か月以上実績を要する。この調整指数は当該児童の入所にのみ適用する）
 - ア 区所定の書式による保育の証明が必要。ただし、事業所内保育事業を行う事業所（従業員枠）、空き保育室活用型定期利用保育の利用者については、板橋区で在籍等が確認できるため、証明は不要。
 - イ 有償保育対象児童にのみ適用。
 - ウ 入所日において他の保育先で重複して保育を受ける権利を有していないこと（認可保育所の開所時間と重複する保育先で保育を受ける権利を有していないこと）
 - エ 育児休業から復職している証明が必要。
- (4) 入所を希望する児童を、職場同伴または祖父母や親族に預けて就労している場合（当該児童の入所のみ適用する。）
- (5) 前年度住民税非課税世帯（ただし、証明がある世帯で生活保護世帯は除く。）
 - ア 申込書に必ず記入してあること
 - イ 証明書があること（板橋区で確認できる場合は不要）
 - ウ 住民税の未申告者は除く。
- (6) 要支援児保育の対象児童を有する世帯（この調整指数は当該児童の入所にのみ適用する）

- ア 区長が要支援児保育を「可」と判断した場合、適用する。
- イ 板橋区要支援児保育判定審査会で要支援児保育が「可」と判断した場合、適用する。
- (7) 入所を希望する児童が、双生児以上の世帯
 - ア 双生児以上の児童のうち、一部の児童のみに対しても適用する。
 - イ 転園申請の場合も適用する。
 - ウ 選考会議の前日現在で、双生児以上であることを条件とする。
- (8) 入所申込み締切日において、未就学児が2人以上いる世帯（入所月時点できょうだいが未就学児である場合に限る。）
- (9) 入所申込み締切日において、未就学児が3人以上いる世帯（入所月時点できょうだいが未就学児である場合に限る。）
- (10) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は要介護3以上（在宅介護に限る。）の認定を受けている同居の家族（当該児童又は保護者を除く。）がいる世帯
- (11) きょうだいが在園児又は卒園児（以下「在園児等」という。）であって、当該在園児等に係る保育料または延長保育料のいずれかが選考会議時において正当な理由なくのべ3か月以上滞納されている場合
- (12) 入所を希望する児童を、板橋区外の認可保育施設に預けている場合
- (13) 特に区長が調整が必要と認めた場合

第4 選考会議

1 所掌事項

要綱第2条に定める選考会議は、保育の利用の適正、公平を期するため、保育の利用申込児童の状況を選考会議録に登載し、次のとおり保育の利用予定児童の確認及び選考を行う。

- (1) 保育の利用申込児童が希望保育所等の定員に満たない場合
利用基準の要件の有無を審査のうえ保育の利用予定児童を確認する。
- (2) 保育の利用申込児童が希望保育所等の定員を超える場合
利用基準の要件の有無を確認のうえ、保護者が児童の保育に当たることができない状況等を審査検討し、その結果に基づき保育の利用予定児童の順位の決定を行い、選考する。

2 構成

保育サービス課長（以下、「課長」という。）、保育サービス課職員、その他課長が必要と認める職員をもって構成する。

3 開催

課長は、保育所等入所定員に欠員が生じたときは、必要に応じて選考会議を開催する。

第5 保育の利用予定児童の順位の決定方法

- 1 選考会議において保育の利用予定児童の順位を決定する場合は、規則別表第1に規定する指数及び調整指数による指数の数値の高い児童を優先する。
- 2 1に関わらず、2歳クラスの3月末で卒園予定の児童については、先に利用調整を行う。
- 3 同一指数の者にあつては、次の順により選考する。
 - (1) 板橋区在住の者（入所月の初日までに転入者を含む。）
転入者は、不動産売買契約書・賃貸契約書等、確実に区民となる証明書が必要。
 - (2) ひとり親世帯
別居のみも含む。
 - (3) 保育の利用基準が高い者
 - (4) 保育料または延長保育料の滞納がない者
選考会議月以前おおむね3か月以上の滞納がない者
 - (5) 保育に当たる保護者の状況が傷病・心身障がい、看護、両親不存在、災害の順
 - (6) 生活保護の者
 - (7) 当該児童に身体障がい者等に関する項目に該当の者
 - (8) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は要介護3以上（在宅介護に限

- る。)の認定を受けている同居の家族(当該児童又は保護者を除く。)を有する世帯
- (9) 父母(または保護者)が雇用保険給付中の者
 - (10) 保護者のいずれかが単身赴任中である者
入所月時点で単身赴任中であることが確認できる場合に限る。
なお、この適用にあたっては、客観的に証明ができる場合である。
 - (11) 養育している未就学児の子供の人数の多い者
 - (12) 養育している小学3年生以下の子供の人数の多い者
 - (13) 養育している小学6年生以下の子供の人数の多い者
 - (14) 養育している18才以下の子供の人数の多い者
 - (15) 保育に当たる保護者の状況が就労、出産、求職内定、就学、内職、求職未定の順
 - (16) 保護者の経済的状況(前年度住民税額)が低位の者(証明がある者が優先。)

4 管外協議(受託)の取扱いは、次のとおりとする。

ただし、家庭的保育事業は、(2)(3)(4)の規定は適用しない。

- (1) 板橋区内への転入予定者で、保育の利用の初日までに転入することが確認できる場合は、板橋区民と同様の扱いをする。
- (2) 上記(1)以外の者については、規則別表第1に規定する調整指数により減算するものとする。
- (3) 板橋区要支援児保育事業実施要綱(昭和51年8月12日区長決定)に基づく要支援児保育を受けることができる者は、上記(1)に規定する者とする。
- (4) 受託期間について、次のとおりとする。
 - ア 区立園の0歳から3歳までのクラスについては、4月から9月までの入所希望は協議不可とし、10月から翌年3月までの入所希望は保護者の内いずれかが板橋区在勤であれば協議可とする。4歳から5歳までのクラスについては、4月から9月までの入所希望は保護者の内いずれかが板橋区在勤であれば協議可とし、10月から翌年3月までの入所希望は協議可とする。
 - イ 私立園、公設民営園の0歳から3歳までのクラス及び地域型保育施設については、4月入所希望は協議不可とし、5月から翌年3月までの入所希望は協議可とする。私立園及び公設民営園の4歳から5歳までのクラスについては、全ての入所希望月を協議可とする。
 - ウ 練馬区民については、当面の間、(4)の規定を適用しない。

第6 事務処理及び様式

要綱及びこの要領の実施に際し、必要な事務処理方法及び様式は、電子計算組織によるもののほか、次の各項目によるものとする。

1 保育の利用までの事務処理方法

- (1) 保育の利用申込み
 - 区長が教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書(規則別記第4号様式の3)・教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用継続申込書・施設等利用給付認定申請書(規則別記第4号様式の4)及び家庭状況届書を受理したときは、面接調査記録票に保育を必要とする状況等を記録し、申込者一覧に登載する。
- (2) 申込児童の状況調査
 - 申込児童の状況調査は、家庭訪問及び電話による事情聴取により申込みに係る児童の保護者及び同居の親族の労働形態、家庭環境、経済状況を調査し、保育に当たることができない具体的状況を把握する。
- (3) 保育の利用申込みの承諾
 - ア 1の(2)による状況調査の結果、保育の利用を要すると認められる児童については、選考会議に付し申込みの承諾を決定する。
 - イ アの結果により保育の利用を決定した児童については、児童一覧表を作成し、保護者に保育利用調整結果通知書(規則別記第5号様式の6)、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の長には保育利用調整結果通知書(規則別記第5号様式の5)をもって通知する。
- (4) 保育の利用申込みの不承諾
 - 1の(2)による状況調査の結果、次の事項に該当する場合は申込みを不承諾とする。
 - ア 利用基準に該当しない場合
選考会議で利用基準に該当しないと確認されたときは、保育利用調整結果通知書(規則別記

第6号様式の3)により保護者に通知する。

イ 利用基準に該当するが、選考会議の結果不承諾とされた場合及び保育の利用希望保育所等に欠員がないため保育の利用ができない場合または第2の10に該当する場合は、保育利用調整結果通知書(規則別記第6号様式の3)により、保護者に保育の利用ができない旨通知を行う。以後、保護者が保育の利用を希望する期間の開始の日の属する年度の末日までの間を限度として当該申込みが継続してあるものとして取扱うことができるものとし、欠員が出た場合は選考会議に付するものとする。

ウ 処理不能

申込者の所在不明等により、1の(2)の状況調査及びその他の処理ができないときは、当該申込書上部余白に「処理不能」と表示する。

(5) 申込みの取下げ

申込みを受理した後、申込者から申込みを取上げる旨申出があった場合は、保育施設申込取下届を提出させる。

(6) 管外委託(受託)の協議

ア 申込者が管外の保育所等への保育の利用を希望する場合には、保育の実施事業について(協議)により関係する保育の実施者に協議し、協議が整ったときは、保育の利用決定と同時に、関係する保育の実施者に保育の実施事業について(通知)により保育の利用を決定した旨通知する。また、協議が整わなかったときは、前記(4)の処理をするものとする。

イ 管外の保育の実施者から管内保育所等への入所委託協議を受けた場合は、保育の実施事業について(承諾)、保育の実施事業について(不承諾)により受託の可否を回答する。

ウ 管外の保育所等への保育の利用を決定した場合で、当該実施者の保育の利用期間が板橋区の保育の利用期間と異なるときは、当該実施者の保育の利用期間とする。

エ 管外の保育所等への保育の利用を希望している者より、保育施設申込取下届を受理した場合は、関係する保育の実施者に保育の実施事業について(取下げ)によりその旨を連絡する。

2 保育の利用決定後の事務処理

(1) 保育の利用解除

保育の利用の解除事由が発生した場合は、板橋区保育の利用解除事務処理要領に基づき解除決定を行い、保育利用解除通知書(規則別記第7号様式の6)により保護者に、保育利用解除通知書(規則別記第7号様式の5)により保育所長に通知する。

管外委託児童については、保育の実施事業について(通知)により関係する保育の実施者にも通知する。

(2) 利用基準の確認及び入所の継続等

ア 利用基準の確認は年に1回、保護者から家庭状況届出書の提出を受け、実態調査のうえ保育の実施の必要性を検討し、その可否を決定する。

イ 求職中、出産等の要件により保育の利用を承諾した者については、承諾期間満了前に実態調査を行い保育の利用の継続又は保育の利用の解除を行う。

ウ 前項により保育の承諾期間満了のため退園となる者は、再度、求職を要件として保育の入所申込みをすることができる。

(3) 保育の利用の変更

ア 施設の変更

(ア) 既に保育の利用をしている児童の保護者が、他の保育所等へ転園を希望する場合は、保護者から教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書(規則別記第4号様式の3)・教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用継続申込書・施設等利用給付認定申請書(規則別記第4号様式の4)を受理し、受理したときは、申込一覧に登載する。

(イ) 申込書受理後直ちに転園ができない場合は、保育利用調整結果通知書(規則別記第6号様式の3)により保護者に通知する。以後、保護者が転園を希望する期間の開始の日の属する年度の末日までの間を限度として当該申込みが継続してあるものとして取扱うことができるものとし、欠員が出た場合は選考会議に付するものとする。

(ウ) 転園を決定した児童については、保護者に保育利用調整結果通知書(規則別記第5号様式の6)で、転園先保育所等の長及び退園する保育所長には保育利用調整結果通知書(規則別

記第5号様式の5)及び保育利用解除通知書(規則別記第7号様式の5)をもってそれぞれ通知する。

イ 保育の利用期間の変更

保育の利用期間を変更する場合は、保護者には期間変更通知書(規則別記第8号様式の6)により、保育所長には期間変更通知書(規則別記第8号様式の5)によりそれぞれ通知する。

ウ 徴収金の変更

階層区分、年齢変更その他により徴収金の変更事由が生じたときは、速やかに変更を行い、保育料決定通知書(規則別記第13号様式)により保護者に通知する。

(4) 保育の利用の停止

既に保育の利用をしている児童が、疾病等のため一時的に通園ができなくなった旨保護者から申出があった場合は、保育所入所停止申請書を受理し、保育の利用を停止したときは保護者に保育の利用停止通知書(規則別記第8号様式の8)により、保育所長には保育の利用停止通知書(規則別記第8号様式の7)によりそれぞれ通知する。

(5) 徴収金の徴収時期等

徴収金にかかわる事務の円滑化をはかるため、次に掲げる場合においては、それぞれの取扱いにより処理することとする。

ただし、減額については規則に定める減額基準による。

ア 月の途中で保育の利用を決定した場合

翌月から徴収する。

イ 月の途中で徴収金の変更事由が生じた場合

翌月初日で変更する。

ウ 月の途中で保育の利用を解除した場合

その月の分を徴収する。

エ 階層区分の誤認定

(ア) 更正すべき月に遡及して変更し、徴収金が減額となる場合であって、既に納入済の徴収金があるときは、その差額分を還付又は以後の徴収金に充当する。

(イ) 徴収金が増額になるときは、変更決定月以前の差額分は、追加徴収しない。

ただし、納入義務者の責に帰すべき理由により、誤って徴収金の額を決定したものであるときは、この限りでない。

付 則

この要領は、昭和57年1月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要領は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の実施事務運営要領」第5の3の(4)、(5)の規定及び別記第1号様式は、平成19年4月1日以降の入所に係る保育の実施に適用する。

付 則

この一部改正の要領は、平成19年10月1日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の実施事務運営要領」第3の2(4)および(9)、第5の2(13)、(14)および(15)の規定については、平成20年4月1日以降の入所に係る保育の実施に適用する。

付 則

この一部改正の要領は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要領は、平成22年7月23日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日か

ら施行する。

- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は平成29年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は平成30年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は平成31年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後の板橋区保育の利用事務運営要領の第2の10および第6の1の(4)イの規定は、令和元年10月11日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。
- 3 この要領の改正後の板橋区保育の利用事務要領の第2の10および第6の1の(4)イの規定以外は、令和2年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は令和3年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は令和4年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は令和4年8月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は令和5年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は令和6年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。